

# 目 次

はしがき .....	1
研究組織 .....	2
第1章 調査地区の概要 .....	3
第2章 地域見守り組織作り推進への取り組み .....	7
第3章 調査結果	
1. アンケート調査	
1) 研究目的・方法 .....	14
2) 結果 .....	14
2. インタビュー調査	
1) 研究目的・方法 .....	40
2) 結果 .....	42
第4章 まとめ .....	58
(資料) .....	61

## はしがき

人口構造および世帯構成の将来推計より、わが国の超高齢化は一層進み、近隣間での人々の

つながりが希薄になり、お互いの生活に無関心な生活スタイルが定着しつつある。特に、経済基盤が脆弱な家族や、一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯の高齢者が病気や怪我、災害などの危機的状態に陥ったときに誰にも助けを求めることができず心中・介護殺人など、悲惨な状況で孤独な死を迎えていることが、新聞テレビで報道され社会問題化している。このような孤独死の背景には、高齢者のセルフ・ネグレクト(自己放任、以降省略)の可能性が高く、セルフ・ネグレクト状態の中・高齢者等の孤独死は、今後増え続けることが予測される。

高齢者のセルフ・ネグレクトの問題については、正常な判断能力を持つ者の自由意志に基づく行為の結果は、個人の選択の問題であり、法的介入や医療保健福祉の専門家の介入対象にならないという考え方がある。その一方で、セルフ・ネグレクトは個人がコントロールできず、周囲の状況によって起こる結果であり、安全や健康を脅かしている場合、専門家が介入を行うべき問題であるという考え方もある。人権意識の低いわが国の状況をふまえると、人権を守る観点からもセルフ・ネグレクトは見逃すことができない問題である。また、セルフ・ネグレクトに関する最新の文献レビューでは、高齢者の認知機能障害と抑うつがセルフ・ネグレクトの二大要因であり、高齢者のセルフ・ネグレクト状態は死亡の危険性が著しく高いことを示唆し、セルフ・ネグレクトの見守りによる早期発見・早期介入支援が必要な状態であることを明確に指摘している。しかし、セルフ・ネグレクトはわが国の虐待防止法では未だ定義されていない。

平成18年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行後、厚生労働省は全国市町村に地域見守り組織構築の重要性を指摘した。平成19年3月全国市町村調査では民生委員・住民等からなる早期発見・見守り組織構築への取り組みは16.8%しかないとある。孤独死の主原因となるセルフ・ネグレクト状態の中・高齢者の早期発見・見守り組織に関する実証研究は、国内及び海外の文献資料などでも希少な取り組みである。

本研究の目的は、セルフ・ネグレクト状態等の高齢者の早期把握のため求められている都市や僻地の地域見守り組織について、見守り専任職員の雇用の有無による活動の違いと課題を明らかにし、それぞれの地域に適したセルフ・ネグレクトの早期発見・見守り組織や地域包括支援センター等との連携のあり方を考えることにある。

初年の平成20年度は、セルフ・ネグレクト状態など支援困難な中・高齢者等の早期発見・対処に目を向け、都市部や僻地における地域見守り組織への実態把握及び関係者への面接を通して地域特性の有無を検証。併せて見守り専門職の配置の有無による見守り方の違い等を分析している。

本報告書は、市町村および地域包括支援センターが担うセルフ・ネグレクト状態等の高齢者の早期発見・早期把握のための基礎資料として役立つものとする。

平成 21年 3月 吉日

主担研究者・分担研究者

## 研究組織

### <本報告書作成者>

分担研究者：大井美紀（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

研究協力者：萩原 哲（神戸市須磨区保健福祉部健康福祉課 課長）

大野真喜恵（神戸市須磨区保健福祉部あんしんすこやか係 保健師）

岡本和久（神戸市灘区保健福祉部保護課 主査）

### 研究組織構成メンバー

研究代表者：津村智恵子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 学部長）

分担研究者：河野あゆみ（大阪市立大学医学部看護学研究科 教授）

和泉京子（大阪府立大学看護学部看護学研究科 准教授）

臼井キミカ（大阪市立大学医学部看護学研究科 教授）

大井美紀（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

榎田聖子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 助教）

中村陽子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授）

佐瀬美恵子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

上村聡子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 助手）

協力研究者：金谷志子（福井県立大学看護福祉学部看護学科 講師）

川井太加子（桃山学院大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授）

大川聡子（大阪府立大学看護学部看護学研究科 講師）

## 第 1 章 神戸市須磨区の調査地区概要

### 1. 調査地区概要

#### 1) 調査地区の状況

市町村名	神戸市（須磨区）		
市町村の概要	<p>須磨区は、神戸市の中西部に位置し、南側の古くからある市街地と北側の大規模なニュータウンとで構成された閑静な住宅地というのが、その特徴的な姿である。毎夏、多くの観光客で賑わう「須磨ビーチ」や明石海峡大橋が一望できる須磨の山々「須磨アルプス」などの自然に恵まれ、「源氏物語」ゆかりの地としても注目されている。面積は、約 30 ㎓で、神戸市の約 5.4%を占め、人口は約 17 万人で約 11%を占めている。</p>		
人口 (H20.3 月現在)	170,737 人	65 歳以上人口 (高齢化率) (H20.3 月末現在)	39,258 名 (23.0%)
調査区市・区の包括支援センター数	神戸市 74 カ所 (須磨区 8 カ所) を含む		
調査地区の包括支援センターの専門職	常勤：主任ケアマネージャー 1 名、社会福祉士 1 名、保健師 1 名、見守り推進員 1 名		
見守り組織の名称、数 (人数)	<p>須磨区には、8 カ所のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が配置されている。</p> <p>今回の調査における主たる地域は、東部 3 地区（板宿・東部・だいち中部）である。これら隣接する 3 地区においては、あんしんすこやかセンター・民生児童委員、友愛訪問グループ等関係機関組織の相互連携による活動が活発である。</p>		
見守り活動の状況	<p>だいち中部地区：須磨区の東端に位置し、隣接する長田区とともに 13 年前の阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けたが、都市計画事業の進捗により新しい街として変貌を遂げ、新興住宅地として発展している。地区内には、震災復興住宅が 8 棟も建設され多くの被災者が入居し、その多くが見守りの必要な 65 歳以上の独居高齢者である。（高齢化率 22.3%）</p> <p>板宿地区：だいち中部地区に隣接する旧住宅地である。高齢化率 31.0%と高く、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を中心とした地域見守り活動も活発である。</p> <p>東部地区：家内工業や商店街を有した地域であり、商店街は一人暮らしの高齢者の利用も多い。（高齢率 22.2%）</p> <p>以上の 3 地区の民生児童委員は「東部 3 地区」として連携し、地域包括支援センターと共に地域の見守り活動を積極的に行っている。（地域包括支援センターに配属されている見守り推進員は、民生委員や友愛訪問グループ等と連携して地域見守り活動支援、介護予防活動の推進を行っている）</p>		

## 2)調査地区の位置

- ・ だいち中部地区…須磨区の東端、JR 鷹取駅北に位置し、隣接する長田区とともに 13 年前の阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた地域である。都市計画事業の進捗により新興住宅地として発展している。須磨区役所、警察署も徒歩数分ところにある他、駅や市バス路線などの交通網もよい。
- ・ 板宿・東部地区…だいち中部地区と近接しており、いずれも旧商業地域を含んでおり、一人暮らしの高齢者らの利用も多い。

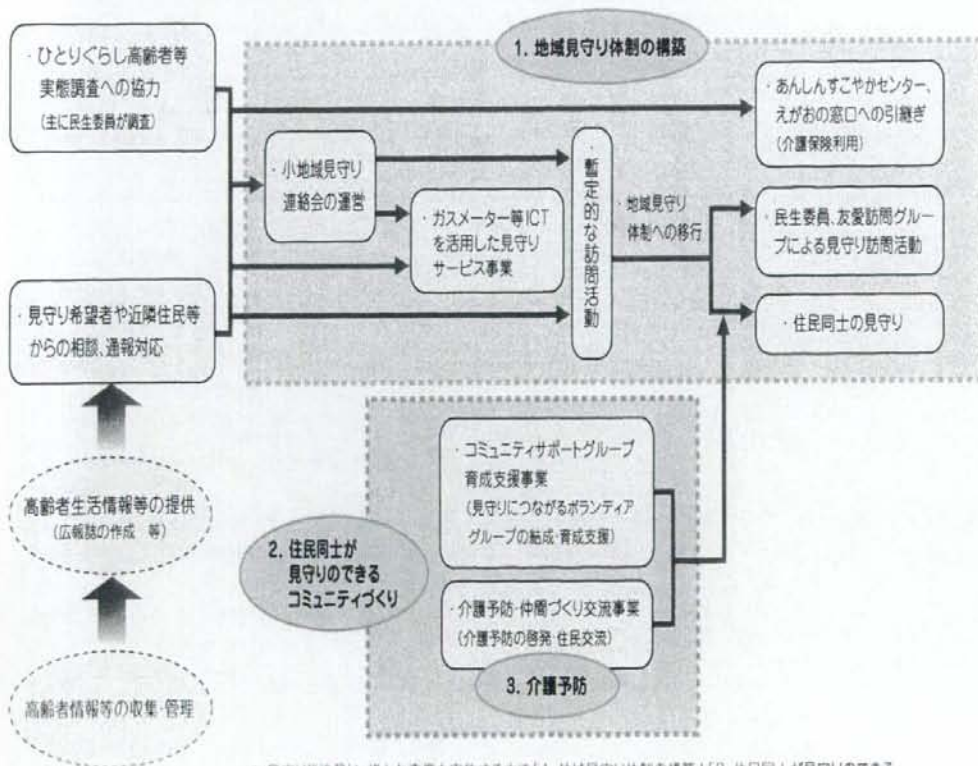
以上の 3 地区全体で見ると住宅地と商業地域が混在する地域である。本区では、防犯活動をはじめクリーン作戦、子育て支援活動、地域見守り活動など、活発な地域コミュニティ活動が展開されている。

## 3)交通機関

3 地区ともに JR 鷹取駅、市バス鷹取駅他市バス路線、山陽電鉄東須磨駅など交通機関の便がよい。徒歩数分のところに、商店街や公共機関(区役所・警察署等)が有る。

## 4)高齢者の組織

神戸市における高齢者見守りのための組織体制は、図 1 に示す。



※ 見守り推進員は、様々な事業を実施する中で「1. 地域見守り体制の構築」「2. 住民同士が見守りのできるコミュニティづくり」「3. 介護予防」の活動をおこなう。

図 1 高齢者見守りのための組織体制

## 5)地域包括支援センターの活動概況

### ・困難事例への対応

困難事例支援については、適宜、あんしんすこやかセンタースタッフが地域の見守り関係組織・機関（区役所あんしんすこやか係担当者、民生児童委員、ケアマネージャー、福祉事務所等）との調整が図られ、ケース検討会議が開催される。具体的には、事例のアセスメント（本人及び介護者の身体、経済、生活状況、緊急性の判断、事実確認及び確認後の対応状況等）、必要に応じて区からの情報提供や同行訪問、諸制度・サービスの活用、今後のフォローアップ体制や役割分担の検討等である。近年増加傾向にある経済的虐待や認知症高齢者の権利擁護などを内包する困難事例への対応については、弁護士や司法書士を含めた専門チームが編成される。

### ・地域におけるネットワーク構築

須磨区内には8つの地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）があり地域見守り支援の拠点としての機能を有している。各センターでは、区役所や区社会福祉協議会の他、対象地域の民生児童委員や友愛訪問グループ、ふれまち協（須磨区内にある自治会・婦人会・老人会・NPO等）など既存の見守りネットワーク関係機関との連携を密に図り活動している。

平成20年度には、管内8カ所のあるしんすこやかセンターと、その対象地域内にある23の民生児童協議会間で「小地域見守り連絡会」が編成された。これにより須磨区では8カ所全体的のあるしんすこやかセンターにおいて小地域見守り連絡会が組織化されたことになる。小地域見守り連絡会は、それぞれのあんしんすこやかセンターが中心となり会議を開催（年4・5回、ところにより1・2回）し、関係者間の情報交換や、研修会等地域の特性に応じた企画がされている。連絡会には、区役所のあるしんすこやか係（保健師等）も参加し、行政との協働が図られている。

### ・見守り推進員による地域見守り活動

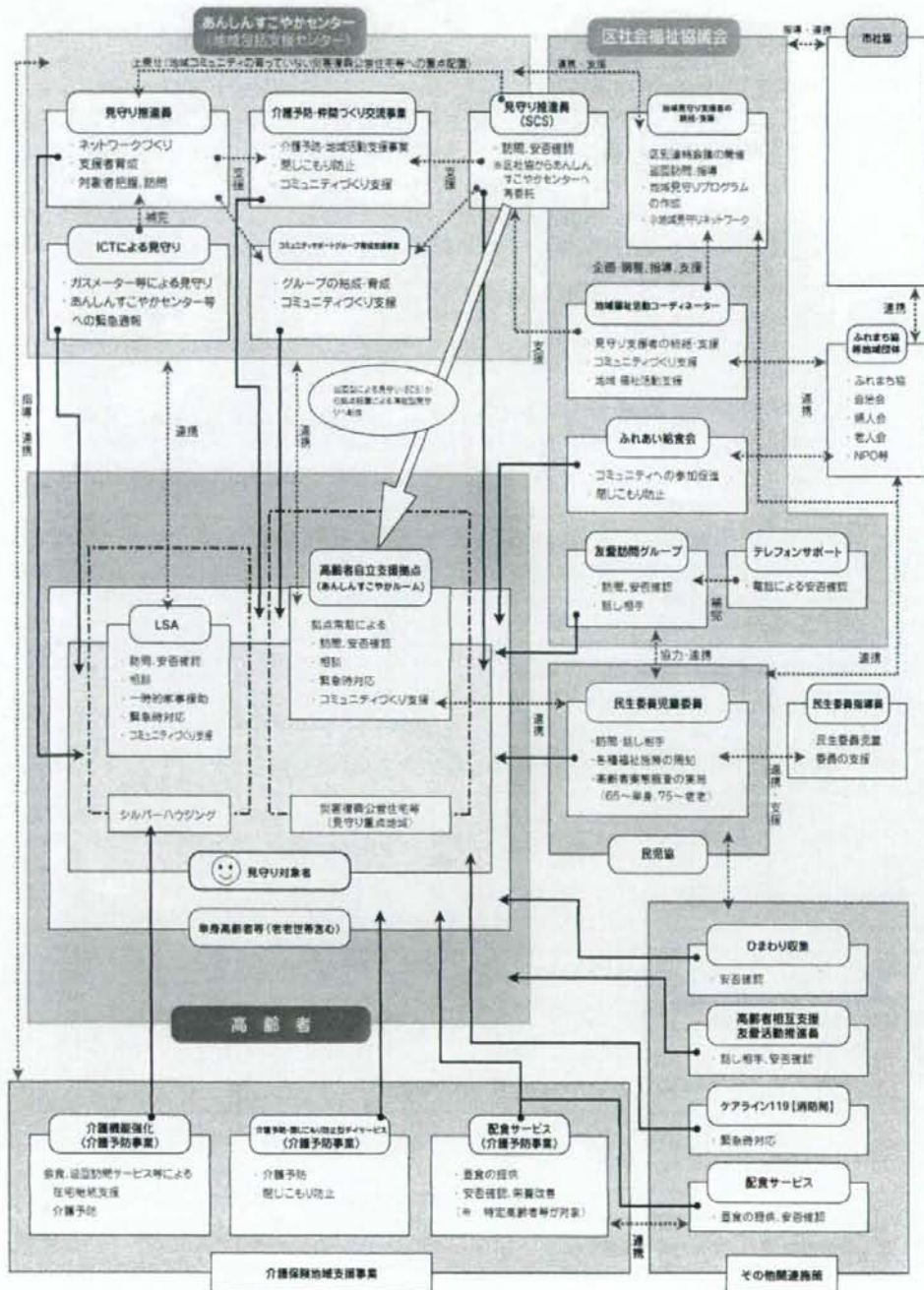
各あんしんすこやかセンターに配置されている見守り推進員は、区社会福祉協議会やあんしんすこやかセンターの専門職、関係組織らと共に、地域見守り活動の支援を行っている他、介護保険地域支援事業（介護予防・仲間づくり交流事業や高齢者自立支援拠点事業等）の推進にも携わっている。須磨区における見守り推進員の活動も活発であり、友愛訪問グループや民生児童委員による見守り活動への助言や同行訪問など個別対応がされている。

以上のように神戸市における「見守り推進員（各包括支援センターに1名）」の配置は、包括支援センター活動業務としての地域見守り活動を効果的に推進する一因となっている。

上述の須磨区における地域包括支援センターの活動は、次に示す地域見守り活動の総合展開図（神戸市）に準じている（図2）。

## 2

## 地域見守り活動の総合展開図



## 第2章 地域見守り組織づくり推進への取り組み

今回の研究協力に関しては、甲南女子大学地域看護学教員が平成19年より地域連携（須磨区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会メンバーとしての活動）を図っている神戸市須磨区に対して、研究協力を依頼し、承諾を得た。（調査においては、須磨3地区の民生児童委員、友愛訪問グループ、包括支援センター、ふれまち協等の関係者の皆様にご協力を頂いている）

須磨区においては、第1章で述べたとおり、神戸市における地域見守り活動の全市展開に基づき、区の特徴をだしながら地域見守り組織づくりの推進がされているところである。

本章では、はじめに、震災経験から生まれた地域見守り活動（孤独死防止への取り組み等）の経緯、会則等を紹介する。次に、神戸市で定期的に開催されている見守り推進員等への研修の内容及び、活用されている見守り基準（主に専門職側の基準）について報告する。最後に、本年度、須磨区において実施された地域見守り活動に関連した主たる研修・啓発活動内容について述べる。

### 1. 神戸市における地域見守り活動の全市展開について

#### 1) システム構築の経緯

神戸市では、昭和40年代後半より、民生委員活動として先駆的に友愛訪問を開始していた。さらに昭和53年以降ボランティアによる友愛訪問グループの組織化、昭和55年からは、ふれあい給食サービスなどの住民間での交流事業が展開されていた。

平成7年1月の阪神・淡路大震災により、家族や自宅、コミュニティを失い仮設住宅や復興住宅への入居を余儀なくされた被災高齢者が多く生じた。さらに、多くの被災高齢者に関する孤独死や閉じこもりが社会問題となり、従来の民生委員や住民による地域見守り活動だけの支援では困難な状況が生じ、公的支援システムが検討された。

平成9年度には、シルバーハウジングに生活援助員(LSA)、復興公営住宅には、高齢世帯支援員が派遣され地域見守り活動及び災害復興住宅のコミュニティ再構築支援が行われた。

平成12年度には、単身高齢者等の孤独死の問題が全市の問題であるとの認識下、地域見守り活動は、全市的に展開された。しかし、震災10年以上を経過し、入居者のさらなる高齢化や、民生児童委員の欠員等の新たな課題が明らかになった。

平成13年度には、前年度の課題への対応策として、市民に身近なあんしんすこやかセンター（在宅介護支援センター）に新たに「見守り推進員」を配置して、民生委員、友愛訪問ボランティア、見守りサポーター等との連携・協働を図りながら、高齢者の見守り活動及び、コミュニティ形成支援を行った。

平成14年には、単身高齢者の日々の暮らしを見守る手段の一つとして、ガスメーターのICTを活用した高齢者見守りサービスのモデル事業を実施、その効果や有用性を検証し、平成15年度以降全市に拡大した。

平成17年度には、見守りサポーターを見守り推進員として統合して継続配置するとともに、あんしんすこやかセンターを地域見守りの拠点として位置づけた。

平成18年度以降は、見守り推進員を地域包括支援センターに4人目の専門職として配置し、地域見守り活動、介護予防推進の取り組みが行われるようになり、現在の活動に至っている。



## 2)会則・規約

### (1)地域見守り活動推進事業実施要綱

表1 見守り活動事業実施要綱内容(一部抜粋)

目的	神戸市（以下、市という）は、復興住宅等で実施された見守り活動システムを全市的に展開していくため、神戸市各区社会福祉協議会（以下、区社協という）による委託・統括のもと、民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、市民の身近な「あんしんすこやかセンター」に「見守り推進員」を配置する。見守り推進員は、他のあんしんすこやかセンター職員とチームアプローチを図りつつ、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援するとともに、介護予防の推進を図ることを目的に、地域見守り活動推進事業（以下、本事業という）を実施、地域見守り活動の支援強化を図っていく。
事業の委託	(1)市は区社協に、本事業を委託して、地域見守り活動の支援強化を図る。 (2)区社協は、所轄する区内に存するあんしんすこやかセンターを所轄する法人（以下、委託法人）に本事業の一部を再委託、一人暮らし高齢者等に対する地域見守りの全市展開を図る。
対象者	本事業の対象者は、神戸市に在住するもので、次の各号にいずれかに該当するものとする。 (1)おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 (2)ひとり暮らし高齢者ではないが、これに準じる者 ①75歳以上の高齢者のみ世帯 ②65歳以上と重度障害者、または18歳未満の児童の世帯 その他、地域において安否確認が必要な世帯
職員	(1)委託法人は、見守り推進員を1名以上配置し、原則5日勤務の常勤専従とする。 (2)見守り推進員の資格は、社会福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者、あるいは、見守り推進員としてホームヘルパー2級以上の資格等による1年以上の実務経験を有する者とする。 (3)なお、見守り推進員は、あんしんすこやかセンター運営要綱に定める資格を有し、神戸市が行う所定の研修を修了した場合は、本事業に支障のない範囲において、介護予防事業に関するケアマネジメント業務、及び介護予防支援事業を行うことができるものとする。 (4)また、見守り推進員は、介護支援専門員、あるいは、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事の資格を有し、神戸市が行う所定の研修を修了した者を本事業に支障のない範囲において、介護予防支援業務を行うことができるものとする。
事業の内容	(1)区社協は、地域福祉活動コーディネーター等を支援担当者として、見守り推進員の業務全般についての指導、援助等を行い、以下の各号の統括、支援を行う。（中略） (2)委託法人は、あんしんすこやかセンターに見守り推進員を配置して、区社協の指導・統括のもと、以下の各号を行う（中略） ①地域見守り活動支援 ②見守り希望者や近隣住民等からの相談・通報対応他
委託に付随する業務	(1)委託法人は、区社協に事業実績報告書を提出すること (2)区社協は委託法人に対する監査・指導等を行うこと (3)委託法人及び区社協は関係帳簿等を整備し、保管すること
個人情報保護	本事業の実施に当たっては、別途委託契約書に定める「個人情報取り扱い事項」を遵守する。
事業費	本事業に要する経費は、予算の範囲内で別に定めるものとする
その他	この要綱に定めるもののほか、その運営に関する必要事項については、神戸市保健福祉局長が定める
附則	この要綱は、平成18年4月1日から実施する

(2)見守り推進員(高齢世帯生活援助員)派遣事業実施要綱

表2 見守り推進員(高齢者世帯生活援助員)派遣事業実施要綱内容

目的	第1条：県・市町生活支援協議会から神戸市への委託事業により、災害復興公営住宅等に居住する見守りの必要な被災高齢者等（以下、対象者）に対し、個別訪問等を行い、対象者への生活相談・指導、安否確認等の生活援助等を行うと共に、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、介護予防の推進や良好なコミュニティ形成を支援する等して、対象者が生きがいを持って安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。
実施主体	第2条：実施主体は神戸市とする。ただし、事業の運営を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする
事業の内容	第3条：本事業の推進にあたっては、以下に掲載する業務を適切に推進することができる知識・経験・熟意を有し、相談及び相談世帯のプライバシーの尊重に万全を期すため市長が特段の配慮を行った者を見守り推進員(高齢世帯生活援助員：以下見守り推進員)として配置し、以下の各号の業務を行わせるものとする。 (1)被災高齢者の訪問 (2)生活相談・情報提供・安否確認 (3)一時的な家事援助 (4)適切な関係機関等との連絡調整及び地域住民等による見守りネットワークと見守りを希望する対象者を結びつける業務
見守り推進員の勤務	第4条：見守り推進員の勤務は、週5日を原則とし、活動時間帯は、関係機関の開所時間等を考慮し、原則、祝日を除く月～金曜日の午前9時から午後5時の範囲内とする。
委託先団体の業務	第5条：委託先団体の業務は以下の各号とする。 (1)見守り推進員の雇用、若しくは再委託による確保に関すること (2)見守り推進員の派遣先を選定し、派遣を行うこと (3)派遣先の選定にあたっては、以下のことを総合的に勘案すること ①友愛訪問等の見守り活動が概ね週1回以上入っていない対象者であること ②前号の場合以外で、地域における何らかのサービス等介したネットワーク等で対象者が必要とする見守りが得られていると判断された対象者でないこと ③派遣を希望する世帯であること (4)見守り推進員の業務について指導・監督を行うとともに、業務上必要な研修（市が実施する研修を除く）を実施する (5)業務実績・対象者並びに対象者の存する地域への神戸市への状況報告および記録の保存に関すること
事業費	第6条：本事業に関する経費は、予算の範囲内で別に定めるものとする
関係団体の連携等	第7条：本事業を円滑的かつ効果的に実施するために、神戸市及び委託団体ならびに「あんしんすこやかセンター」が緊密な連携をとりつつ、常に効果等を互いに研究しながら、事業にあたるものとする。
その他	第8条：この要項を定めるもののほか、その他運営に関する必要な事項については、神戸市保健福祉局長が定める
附則	この要綱は平成18年4月1日から実施する

### (3)見守り活動組織の役割

表3 見守り組織の役割

	役割
民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣による委託を受けた地域のボランティア。福祉の相談相手や行政とのパイプ役として高齢者や障害者などの要援護者支援にあたる。民生委員支援員や友愛訪問ボランティアと連携して、安否確認、話し相手等の地域での見守り活動を行う。
見守り推進員	あんしんすこやかセンターに1名ずつ配置し、地域住民による見守り活動への支援を行う。
生活援助員(LSA)	シルバーハウジング入居者に対し、生活援助員を派遣し安否確認・生活相談・緊急対応を行う
見守り推進員(SCS)	復興住宅などで、単身高齢者等への地域で見守りが十分にできるようになるまでの間、家庭訪問などにより支援を行う

## 2. 神戸市における見守り推進員を対象にした研修会及び、見守り基準

### 1) 20年度の取り組み

神戸市では、見守り推進員等を対象に年4回の研修を実施している(表4)。

表4 神戸市における平成20年度の見守り推進員研修

1.名称	地域見守り支援者全市研修会
2.目的	現在、民生児童委員を始め地域住民等の協力を得て地域見守り活動の全市展開が図られており、地域見守り支援者に対する全市専門研修を行うことにより、支援者全体の資質の向上及び、活動展開に役立てることを目的とする。
3.主催	神戸市社会福祉協議会
4.対象者	見守り推進員及びシルバーハウジングの生活援助員(LSA)
5.内容 (20年度)	<p>【第1回】平成20年7月8日 対談：「アルコール依存症を理解しよう」～地域の援助者の役割～ 講師：宋 龍啓(宋神経クリニック院長) 上田 知香(宋神経クリニック PSW) 参加者：159名</p> <p>【第2回】平成20年9月30日 講義・実技：「高齢者向けの楽しいレクリエーション」 講師：中垣 和子(西宮市レクリエーション活動教会 福祉レクリエーションワーカー) 参加者：159名</p> <p>【第3回】平成21年1月8日 講義：「ご近所パワーで助け合い起し」 講師：木原 高久(住民福祉総合研究所 所長) 参加者：162名</p> <p>【第4回】平成21年3月実施予定</p>

## 2)見守り基準

神戸市では、見守り必要度基準(ものさし)を作成し、必要なサービスへつなげている。

表 5 神戸市における見守り必要度基準(ものさし)

### 1. 本人の状況

項目	基準	点数	備考
①年齢状況	前期高齢者	0	概ね65歳以上75歳未満
	後期高齢者	1	75歳以上85歳未満
	85歳以上	2	85歳以上
②身体状況	自立	0	特に問題なし、介護保険非該当
	要観察	1	探り度(ランクJ、A)、要支援、要介護度1
	要支援	2	探り度(ランクB・C)、要介護度2以上
③疾病状況	問題なし	0	病状安定
	要観察	1	気をつける疾患あり
	要注意	2	特に危険な疾患あり
④精神状況(痴呆・アルコール問題・こころの病等)	問題なし	0	問題なし
	要観察	Ⅱへ	支援者から見て気になる症状あり
	要支援	Ⅳへ	深い不安の訴え、問題行動等があり、特に注意が必要
⑤他者との交流状況(外出・行事参加等)	良好	0	楽しみ(行事参加含む)のための外出あり
	要観察	1	通院・買い物等、必要な外出のみ
	要支援	2	ほとんどまたは全く外出なし
合計			

※④精神状況の項目では、「要観察」は見守りの必要度Ⅲへ、「要支援」はⅣへ点数に関係なく、評価してください。

### 2. 支援の状況

項目	基準	点数	備考
⑥家族関係	良好	Ⅰ・Ⅱへ	週1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要観察	1	月1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要観察	1	家族との関係があっても、関係不和、遠方等の場合
	要支援	2	身寄りなし、もしくは家族との関わりなし
⑦通所訪問系在宅サービスの利用	利用あり	Ⅰ・Ⅱへ	介護保険又はあんずプランのデイ、N7、配食を週1回以上
	利用なし	2	
⑧近隣関係	良好	0	関わり多い
	要観察	1	関わり少ない
	要支援	2	関わりがない、または近隣関係が悪い
⑨民生委員・友愛訪問	良好	Ⅰ・Ⅱへ	週1回程度の訪問
	要観察	1	月1回程度の訪問
	要支援	2	訪問なし
合計			

※⑥家族関係の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を勘案して評価してください。

※⑦通所訪問系在宅サービスの項目では、「利用あり」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を勘案して記入してください。

※⑨民生委員・友愛訪問の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を勘案して評価してください。

※④の項目と⑥、⑦、⑨の各項目とで、複数のランクで評価された場合は、④精神状況のランクを優先してください。

対象者氏名	
地区民生委員	
慣住住宅名	
記入者氏名	

### 3. 見守り必要度(1次評価)

		支援の状況				
		4	5	6	7	8
本人の状況	0~1	I	I	I	II	II
	2~3	I	II	II	III	III
	4~5	I	II	III	IV	IV
	6~8	II	III	IV	IV	IV

I 地域の見守りで対応できるレベル

II 地域の見守りで対応できるが注意が必要なレベル

III 地域の見守りと公的なサービスが必要なレベル

IV 専門的な対応が必要なレベル

### 4. 特記事項

### 5. 見守り必要度(2次評価) I II III IV

### 6. 見守り希望

①見守りを希望する ②見守りは希望しない ③不明 ④その他( )

### 7. 今後の見守り方針

見守り訪問の要否	要・否
見守り訪問の頻度	日 /

①当面の見守りは不要のため終了

②現状のまま地域見守り体制へ引き継ぐ(民生委員、友愛訪問等へ引き継ぎ)

③地域見守り体制が充実すれば引き継ぐ(友愛訪問グループ等の結成支援)

④公的福祉サービス等へ引き継ぐ(公的福祉サービス、相談員等へ引き継ぐ)

⑤その他( )

### 3. 須磨区において開催された地域見守り活動に関連する研修・啓発活動内容

#### 1)地域ケア会議・須磨区高齢者虐待防止ネットワーク運営会議

須磨区においては、下記のとおり年に2回程度の地域ケア会議と、年3回程度の須磨区高齢者虐待防止ネットワーク会議が開催されている。いずれも地域の中で高齢者を支えるネットワーク体制として機能している。

会議	地域ケア会議	須磨区高齢者虐待防止ネットワーク会議
開催	年2回程度	年3回程度
目的	高齢者を支えるネットワーク体制	高齢者を支えるネットワーク体制
構成メンバー	医師・歯科医師・薬剤師・警察、消防各施設長、あんしんすこやかセンター（代表）、行政職（保健師等）	医師・歯科医師・弁護士・須磨警察署生活安全課・全あんしんすこやかセンター代表 福祉施設長、訪問看護（看護師） 民生児童委員協議会代表、行政（須磨区）
活動内容	情報交換や研修等 ・介護保険制度改革（最新情報） ・障害者自立支援法について ・あんしんすこやかセンター活動報告	・情報交換や事例検討（より良い支援のため実践力を高めること、対人援助に要求される職業倫理や価値についてなど） ・高齢者虐待に関する講演・研修会開催
20年度内容	本会議のあり方・メンバー再構成検討	・事例検討会を中心に開催
備考		・講演会には、広く須磨区民も対象としているため、毎年、多数の地域見守り関係者が参加している（友愛訪問ボランティア他） ・委員長（甲南女子大学 大井美紀准教授）

#### 2)須磨区ケアマネージャー研修会(19年度より開催)

須磨区内の各あんしんすこやかセンターが中心となり（須磨区あんしんすこやか係協力）、ケアマネージャーの活動支援のために研修会を企画運営している。（参加者：須磨区内居宅介護支援事業者ケアマネージャー約60名程度、あんしんすこやかセンター職員10名程度）

20年度の第2回研修会(21.3月)テーマは、「在宅高齢者の緊急時の対応・危機管理」である。ケアマネージャーは、警察や消防・行政とどのように連携をはかっていくべきかを知りたいというニーズが高まり今回のテーマが決定した。介護保険サービスを受けている一人暮らしの高齢者と連絡がとれない場合、安否確認のためにケアマネージャーはどこまで対処すべきか等について、警察・消防・行政の立場からの助言・説明を受ける内容となっている。

当日は、具体的事例（日々の活動で遭遇する疑問等ふまえ）に基づき検討が進められた。

### 3)須磨区高齢者虐待防止講演会(セルフ・ネグレクトに関する講演)

20 年度、須磨区においては、本研究（7 月に実施した調査結果により明らかとなった、見守り組織の実態や課題をふまえ）の一環として、以下の講演会を開催した（表参照）。

表 須磨区高齢者虐待防止講演会(2009.11.19 須磨区健康館パティオホール)

1. テーマ	地域の高齢者虐待の早期発見と見守りを考える ーセルフ・ネグレクト、経済的虐待ー
2. 目的	・地域で生活するセルフ・ネグレクト状態の高齢者等の早期発見を可能にする須磨区の特性を踏まえた地域見守り組織のあり方について、住民や関係者とともに考える機会とする。
3. 主催（共催）	須磨区（甲南女子大学看護学科 地域看護学）
4. 参加者	・205 名 （民生児童委員 64 名、友愛訪問 97 名、あんしんすこやかセンター9 名 介護保険事業者 5 名、医療機関 1 名、消防署 1 名、その他（弁護士・行政・大学院生他）28 名
5. 内容	講演者：大井 美紀（甲南女子大学看護リハビリテーション学部准教授） ・高齢者虐待の防止に関する最新の知見や動向（セルフ・ネグレクトの定義含む） ・事例紹介に基づき、須磨区の今後の課題や取り組みへの提言 ・参加者との意見交換他
6. 評価等	【全体評価】 参加者の多くが、具体的な事例への対処方法に対するニーズが高かった。昨年以上に高齢者虐待に関する住民の関心度の高まりがみられた。今後の課題としては、見守り判断基準を活用した介入方法などより具体的な地域での実践活動に関する効果検証などがある。・良かった（25%）普通（58%）良くない（5%）、無記入（12%） 【保健医療従事者】・事例に関しての具体的連携・解決方法に関してもっと聞きたかった。地域のネットワークの重要性を再認識した 【民生児童委員】・セルフ・ネグレクト問題の大きさや、防止づくりのまちづくりやネットワークの必要性を強く感じた。自治会等を含む連携の必要性を感じた 【友愛訪問グループ】 ・日頃のコミュニケーションや、心のこもった地域見守り活動が大切だと感じた ・高齢者の虐待や介護問題など、自分自身の問題として捉え生かしたい

### 第3章 調査結果

#### 1. アンケート調査

##### 1) 調査の目的・方法

###### (1) 調査目的

政令都市の高齢者等の見守り組織活動に携わる住民への実態調査を通して住民と専門職の活動実態を把握、見守り組織参加住民の活動並びに専門職の支援のあり方を考える。

###### (2) 対象者

神戸市須磨区（地域を選定）本研究の主旨を理解し同意の得られた高齢者の見守りネットワーク関係者（民生・児童委員、友愛訪問グループ、自治会、老人会等）140人。

###### (3) 方法

郵送法（一部留め置き）による自記式質問紙調査

###### (4) 期間

平成20年7月

###### (5) 調査内容

基本属性（性、年齢、地区、地域での役職・職種）、地域見守り組織の活動内容、見守り内容、孤立死防止に関する項目

###### (6) 分析方法

基本属性別等により活動内容、見守り内容、孤立死防止に関する項目を比較、検討する。

###### (7) 倫理的配慮

本研究は甲南女子大学看護リハビリテーション学部研究倫理委員会の承認を得て実施した。また、研究全般の推進にあたっては、文部科学省・厚生労働省の倫理指針を遵守して行った。

研究対象者へ研究の主旨、匿名性、研究への参加は対象者の自由意志であり、不参加の場合に不利益を被るものではないこと、途中でいつでも参加中止が出来ること、面接内容に関するプライバシー保護を厳守すること、得られたデータは本研究目的以外に使用しないことを記載した調査依頼文を配布し説明し研究協力を依頼し同意を得て行った。共同研究をおこなう東灘区および神戸市、大阪府とデータの取り扱いや研究の進行について十分協議し、連絡をとりながら進めた。

#### 2) 結果

##### (1) 回収数(回収率)

調査票配布数140票のうち、回収数は122票であった（回収率87.1%）（図1）。



## (2)基本属性

### ①性別

男性 16 人 (13.1%)、女性 106 人 (86.9%) であり、女性が 8 割強と多い (表 1、図 2)。

表 1. 性別、年齢階級別にみた割合

年齢階級	男性		女性		合計	
	人	%	人	%	人	%
30 歳代	0	0.0	2	1.6	2	1.6
40 歳代	0	0.0	3	2.5	3	2.5
50 歳代	2	1.6	17	14.0	19	15.6
60 歳代	8	6.6	36	29.4	44	36.0
70 歳代	6	4.9	45	36.9	51	41.8
80 歳代	0	0.0	3	2.5	3	2.5
合計	16	13.1	67	86.9	122	100

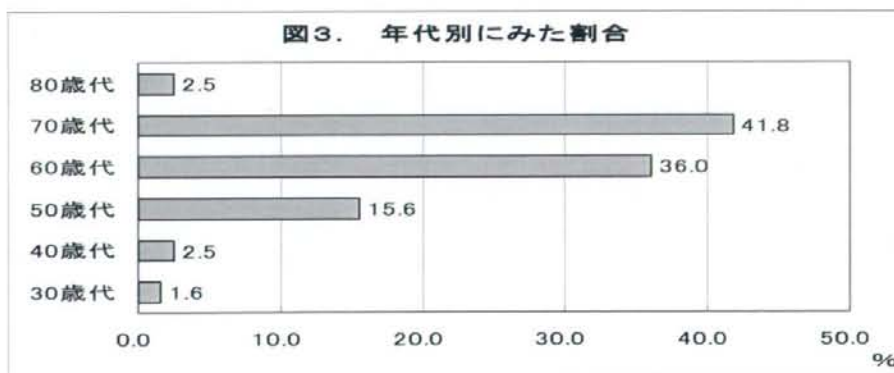
図 2. 性別にみた割合



### ②年齢

70 歳代が 51 人 (41.8%) と最も多く、次いで 60 歳代の 44 人 (36.0%)、80 歳代 3 人 (2.5%女性) と、60 歳以上で全体の 8 割を占めている (表 1、図 3)。

図 3. 年代別にみた割合



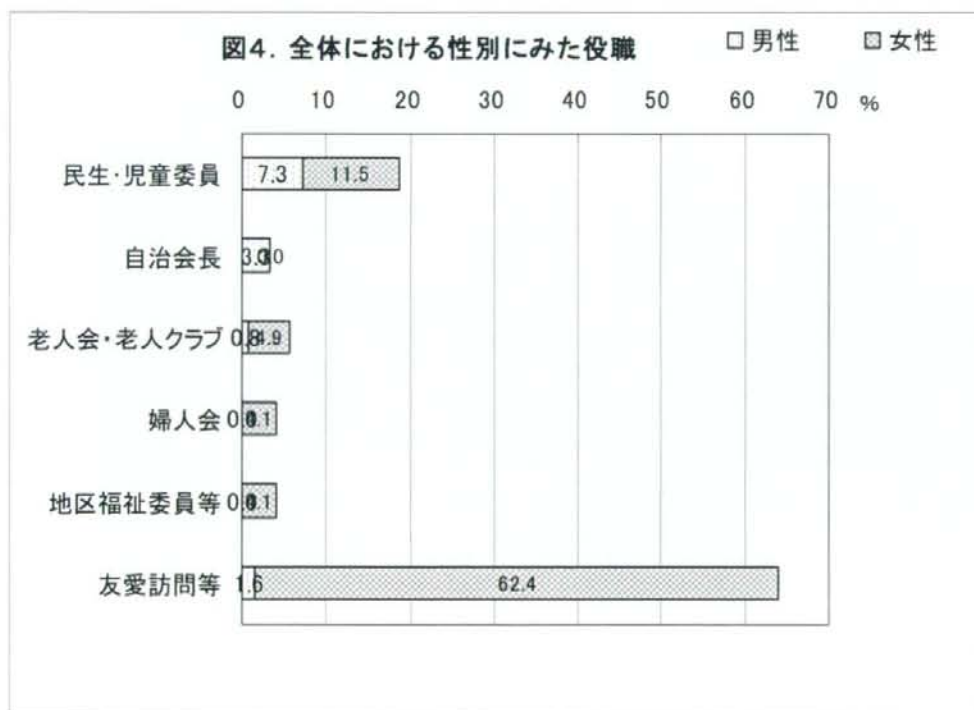


### ③地域での役職

地域での役職別にみると（表2）、最も多かったのが、友愛訪問員グループ等の64%、次いで、民生・児童委員が18,8%とであった。友愛訪問グループの内訳は、男性2人（2.6%）女性76人（97.4%）である。須磨区においては、ボランティアによる友愛グループの組織化が進んでおり、担当地域の民生委員、見守り推進員との活動連携もみられる（図4）。

表2. 全体における性別にみた役職

	男性		女性		合計	
	人	%	人	%	人	%
民生・児童委員	9	7.3	14	11.5	23	18.8
自治会長	4	3.3	0	0.0	4	3.3
老人会・老人クラブ	1	0.8	6	4.9	7	5.7
婦人会	0	0.0	5	4.1	5	4.1
地区福祉委員等	0	0.0	5	4.1	5	4.1
友愛訪問グループ等	2	1.6	76	62.4	78	64.0
	16	13.0	106	87.0	122	100.0

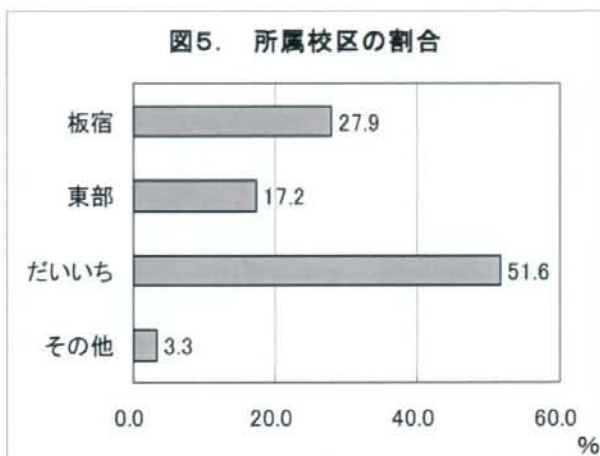


#### ④所属している校区

選定した主たる3地区には、回収率、数に違いがみられた。だいいち地区が5割割以上占めている(表3、図5)。なお、ひとり暮らし老人の友愛グループ対象老人は須磨区全体で2,538人であり、それらを訪問する友愛グループ数は(H20.6.1現在)、だいち中部が最も多く9グループ(奉仕員50人、対象老人364人)、板宿5グループ(奉仕員26人、対象老人94人)、東部3グループ(奉仕員16人、対象老人27人)となっている。

表3 所属校区別人数

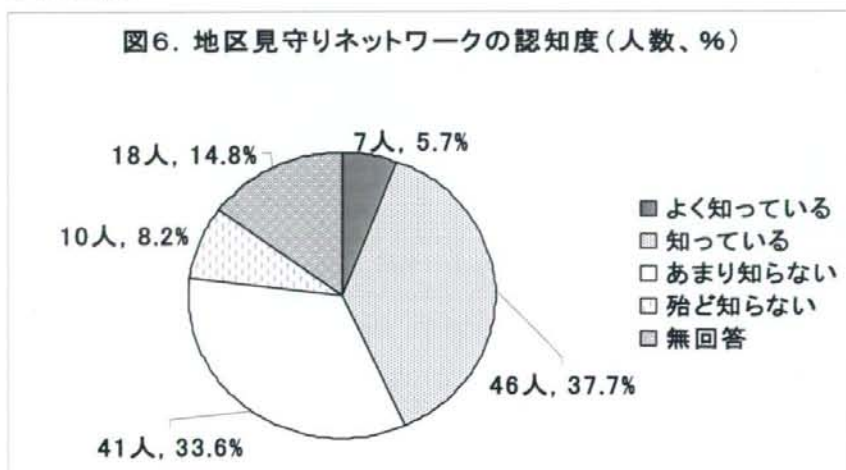
校区名	人数	%
その他	4	3.3
だいいち	63	51.6
東部	21	17.2
板宿	34	27.9
合計	122	100



#### (3) 地域内の見守りネットワークの認知度と活動内容

##### ①地区内の見守りネットワーク

神戸市における地域見守り活動の全市展開：あんしん健やかセンターを地域見守り支援の拠点として位置づけ、地域住民相互に見守りができるよう、友愛訪問やふれあい給食等コミュニティサポートグループ活動が展開していることや、見守り推進員の地域包括支援センターへの配置等に関する認知度(図6)については、「よく知っている」「知っている」と回答した者は43.4%で、「あまり知らない」「殆ど知らない」と回答した者は41.8%であった。



### ②地区見守りネットワークの活動内容と思うもの

地域での見守りネットワーク（関係者らの）活動内容と思うものは、見守り活動が最も多く 80.3%、次いで地域の高齢者の実態把握 58.2%であった。この他に多かったのは、関係機関との連携（地域の連携・協力体制づくりや地域包括支援センターや行政機関との連携を含めると 64.5%）であった。また、災害時の対応は 29.5%となっている（表 4）。

表 4. 地区見守りネットワークの活動内容と思うもの（複数回答）

項目	人数(n=122)	%
見守り活動	98	80.3
相談活動	57	46.7
保健・医療・福祉の情報提供	38	31.1
地域の連携・協力体制づくり	37	30.3
交流の場の開催	25	20.5
勉強会開催	12	9.8
地域包括支援センターや行政等と関係機関との連携	42	34.4
災害時の対応	36	29.5
地域の高齢者の実態把握	71	58.2
その他	4	3.3

### ③見守り関係者の一員として実行している活動内容

見守り関係者の一員として実行している活動内容では、（表 4）と同様、見守り活動が最も多く 90.1%、次いで地域の高齢者の実態把握 26.2%であった。関係機関との連携（地域の連携や行政機関との連携を含める）は 30.3%であった。また、災害時への対応は 8.2%である（表 5）。

表 5. 地区見守りネットワークの一員として実行している活動内容（複数回答）

項目	人数(n=122)	%
見守り活動	110	90.1
相談活動	48	27.9
保健・医療・福祉の情報提供	29	14.6
地域の連携・協力体制づくり	17	9.8
交流の場の開催	21	13.1
勉強会開催	8	5.7
地域包括支援センターや行政等の関係機関との連携	35	20.5
災害時の対応	15	8.2
地域の高齢者の実態把握	51	26.2
その他	5	2.5

#### ④地区見守りネットワークの活動についての意見

自由記載項目の一部抜粋は以下のとおりである。大別すると、①認知症高齢者の増加による地域での見守りの必要性和困難性、②地域での見守り活動ネットワークの強化（子どもたちの見守り含めることや、活動人材育成、友愛ボランティアや民生委員、自治会等関係者間の連携・協力、地域格差の改善等）、③当事者の気持ちへの配慮（見守りを拒否される方への対応等）であった。

- ・安否確認の訪問を拒否されるのを残念に思う。近所の手前、保護を受けているようでいやだそう
- ・元気なお一人暮らしより老夫婦の方たちを見守りたい
- ・ネットワークの関係者間での相談がしにくい
- ・自治会が見守り活動をしており重複しているのは無駄だと思う
- ・自分が担当する地域の人について、ネットワークの人の会合で、言ってよいことと悪いことがあると思う。

プライバシーを守るために。総括する方への報告は必要ですが。

- ・高齢者の方々ともに、子どもたちの見守りも必要
- ・対象者が増えているので、見守り活動の人材を増やす必要がある。
- ・自分が住んでいる地域と少し離れた地域を担当しているため、あまり深く実態が把握できない
- ・見守り活動には、自治会や老人会の協力が大事
- ・活動内容を高齢者の方に理解し、利用しようという気持ちを持ってもらうことが第一だと思う
- ・地域によって見守りネットワークの出来ているところと、全くできていないところの差がある。  
出来ているところは、主になる人（リーダー）がいるが、出来てないところにはリーダーがいない
- ・まず声かけし親しくなり相談にのらせて頂くようにしているが、しかし電話で断られることもある
- ・学童、生徒（中学生）に対する地域の見守りも必要（社会的マナーや、交通事故防止等の教育必要）
- ・担当関係者の高齢化により、活動する体力に限界があるのが実情。もう少し若い人の協力必要
- ・してあげたとか、見返り等をぜったい口にしたり思わないこと。やさしい気持ちで接する
- ・民生委員や自治会が友愛訪問活動に協力することが大事
- ・ネットワーク以前の近所づきあいをすることが見守ることと思っている
- ・友愛訪問する人の高齢となっているので、一人でも二人でも若い人の育成が必要
- ・地域の見守りは必要だと思う。信頼関係には時間がかかる
- ・地域の高齢者の方々に月1回程度の茶話会などの交流の場を持って、現在の健康状態や、医療生活上の悩みなど話しあってもらようとする
- ・区の保健福祉部門と相談をしながら活動することが大切